

休日活動支援

補助単価（4月から2月の11か月分の場合）

区分	月4回程度活動	月3回程度活動	月2回程度活動	月1回程度活動
(ア) 参加生徒数 27 人以上で 指導者を 3 人以上配置	ｽﾎｰﾂ：616 千円 文 化：633 千円	ｽﾎｰﾂ：504 千円 文 化：521 千円	ｽﾎｰﾂ：391 千円 文 化：408 千円	ｽﾎｰﾂ：279 千円 文 化：296 千円
(イ) 参加生徒数 13～26 人で 指導者を 2 人配置	ｽﾎｰﾂ：528 千円 文 化：546 千円	ｽﾎｰﾂ：435 千円 文 化：452 千円	ｽﾎｰﾂ：341 千円 文 化：360 千円	ｽﾎｰﾂ：249 千円 文 化：266 千円
(ウ) 参加生徒数 5～12 人で 指導者を 1 人配置	ｽﾎｰﾂ：387 千円 文 化：406 千円	ｽﾎｰﾂ：326 千円 文 化：345 千円	ｽﾎｰﾂ：265 千円 文 化：285 千円	ｽﾎｰﾂ：205 千円 文 化：224 千円

※ 事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が11月に満たない場合には、上記のそれぞれの補助単価に「事業実施月数÷11」を乗じた額（千円未満切り捨て）を補助単価とする。

※ 参加生徒数は各月の参加生徒数の年間平均で算出する。（小数点以下は切り上げ）

※ 参加生徒数が 27 人以上の場合であっても、指導者が 2 人の場合には(イ)の補助単価を、指導者が 1 人の場合には(ウ)の補助単価を適用する。

※ 指導者が 3 人以上の場合であっても、参加生徒数が 13～26 人の場合には(イ)の補助単価を、参加生徒数が 5～12 人の場合には(ウ)の補助単価を適用する。

※ (1)ただし書の規定により補助対象となる場合には、(ウ)の補助単価を適用する。

※ 指導者数は報酬、謝金をもらっている指導者を算出する。